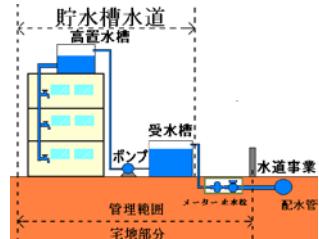


# 貯水槽水道検査について

## 貯水槽水道とは

市町村の水道事業者から供給される水のみを水源としたもので、水槽に貯めた水を飲用水として各蛇口に送っているものです。また、受水槽（水道事業者から最初に受ける水槽）の有効容量の合計によって下記のように呼名が異なります。



## 簡易専用水道

※簡易専用水道は水道法で管理基準が定められています。

### 定期検査（年1回）

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期に、簡易専用水道の管理状況の適否について厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査（法定検査）を受けることとされています。

【水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条第1項】

簡易専用水道の施設で建築物衛生法に該当する施設は、現場で行う「現場検査」か、必要書類の提出により行う「書類検査」のいずれかを選択することができます。（建築物衛生法に該当しない施設は「現場検査」になります）

※この検査は、水道法施行規則第55条（管理基準）に定められている、毎年1回以上定期に行う水槽清掃ではありません。また、清掃時に行う施設点検とも異なります。

**検査料金（1施設）** ※厚生労働大臣登録検査機関 登録番号第50号 公益社団法人鹿児島県薬剤師会の検査料金です。

現場検査 17,000円（税抜）

書類検査（建築物衛生法適用施設のみ） 2,000円（税抜）

## 簡易専用水道検査の内容

### 1. 施設及びその管理の状態に関する検査

簡易専用水道に係る施設（受水槽、高置水槽など）及びその管理の状態に関する検査。

- ・水槽周囲 ・水槽本体 ・水槽上部 ・水槽内部 ・マンホール ・オーバーフロー管 ・通気管
- ・水抜き管 ・その他（給水管の状態）

### 2. 給水栓における水質検査

- ・臭気・味・色の検査及び、色度・濁度・残留塩素の測定。

### 3. 書類の整理等に関する検査

- ・管理に必要な給水設備などの図面や水槽清掃記録等の整理保存状況の検査。

### 4. 簡易専用水道検査後の措置

検査の結果、判定基準に適合しなかった貯水槽水道については、検査機関が鹿児島県及び、鹿児島市貯水槽水道取扱要領に基づき、検査結果を翌月の10日までに行政機関へ報告することになっております。

また、検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められた場合には、検査員が設置者に対して速やかに対策を講じるよう助言致します。

この場合は、通報施設として取り扱われることになり、設置者が行政機関へ即報告しなければならないことになっています。尚、この報告は検査機関が代行することが出来ます。

【平成15年厚生労働省告示第262号、鹿児島県貯水槽水道取扱要領第10条（4）、鹿児島市貯水槽水道取扱要領5条2】

## 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、法規制対象外であったことから管理が徹底されず、衛生上の問題が発生していました。このことから、平成13年7月に水道法が改正され、貯水槽水道に関して、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任事項が明確に供給規程（水道条例）に定められました。【水道法第14条第2項第5号】

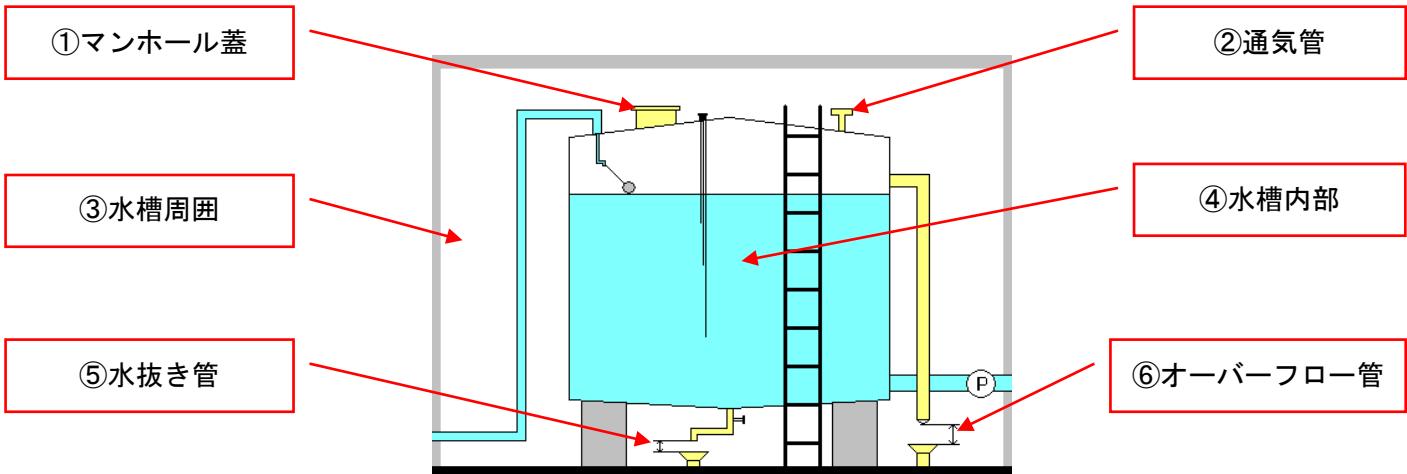
※小規模貯水槽水道に該当する施設（受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>以下）においても簡易専用水道に準じた管理責任が求められていることから、小規模貯水槽水道も検査を受けるよう努めなければならなくなりました。

**検査料金（1施設）**※厚生労働大臣登録検査機関 登録番号第50号 公益社団法人鹿児島県薬剤師会の検査料金です。

現場検査 14,000円（税抜）

## 貯水槽水道検査の不適例

《地上式FRP水槽の例》



### ① マンホールの状態

施錠部が破損している。マンホール蓋が容易に開閉できる状態である。



### ② 通気管の状態

通気管の網目部分が破損している。強風等で通気笠が飛ばされ水槽内に雨水等が入る恐れがある。



### ③ 水槽周囲の状態

水槽周囲に木の枝が茂って不衛生である。



### ④ 水槽内部の状態

管端部が排水設備に入り込んでいる。水抜きバルブの遮断性が悪い場合、汚水が流入する恐れがある。



### ④ 水槽内部の状態

水槽内底部に藻が発生している。飲用として好ましくない。



### ⑤ 水抜き管の状態

管端部が排水設備に入り込んでいる。水抜きバルブの遮断性が悪い場合、汚水が流入する恐れがある。



### ⑥ オーバーフロー管

管端部が土砂で埋まっている。管端部より汚水などが、水槽内へ逆流する恐れがある。



※上記写真は厚生労働省水道課ホームページの「貯水槽水道の管理運営マニュアル」より抜粋

## 関係法令抜粋

### 1. 簡易専用水道

#### 水道法第3条第7項 (用語の定義)

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

#### 水道法施行令 第2条 (簡易専用水道の適用除外の基準)

水道法第3条第7項 ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

## **2. 簡易専用水道の管理基準**

### **水道法第34条の2第1項**

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

### **水道法施行規則第55条（管理基準）**

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

## **3. 簡易専用水道の検査**

### **水道法第34条の2第2項**

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

### **水道法施行規則第56条第1項（検査）**

水道法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

## **4. 簡易専用水道の罰則**

### **水道法第53条**

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第37条規定による給水停止命令に違反した者

### **水道法第54条**

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

### **水道法第56条**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

## **貯水槽水道検査に関するお問合せ先**

厚生労働大臣登録検査機関 登録番号 第50号

〒890-8589

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会

試験センター 施設管理課

鹿児島市与次郎二丁目8-15

TEL (099)-253-8935

FAX (099)-255-2850

E-mail : [shiset-kgy@po.minc.ne.jp](mailto:shiset-kgy@po.minc.ne.jp)

ホームページ : [www.minc.ne.jp/kpa-siken](http://www.minc.ne.jp/kpa-siken)